

一般財団法人群馬陸上競技協会表彰規定

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人群馬陸上競技協会（以下本会という）の表彰について必要な事項を定め、陸上競技の振興と発展に寄与したものを讃えることにより、競技力の向上と陸上競技の振興及び郷土意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰の区分)

第2条 群馬陸上競技協会表彰は、次に掲げるもの（以下「群馬陸協表彰」という）とする。

- 1 功労賞
- 2 勲功章
- 3 最優秀選手賞
- 4 会長賞
- 5 優秀指導者賞
- 6 審判員功労賞
- 7 記録章、記念賞

(表彰の対象)

第3条 群馬陸協表彰の対象は、本会の登録者とする。

- 2 表彰の対象に必要な事項については、この規程の他に別に定める基準による。

(表彰を行う者)

第4条 表彰は、本会の会長が行う。

(受賞者の選考および決定)

第5条 栄賞委員会で審議し理事会で決定する。

(表彰の期日)

第6条 表彰は、次年度の群馬県陸上競技選手権大会で行う。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状と記念品を授与して行う。

(その他)

第8条 その他必要なことは、正副会長、理事長で検討し、理事会で決める。

群馬陸協表彰対象及び授与基準

《功労賞》

1 表彰の対象

- 1) 本会の役員として特に功労のあった者
- 2) 本会の選手育成に特に功労のあった者
- 3) 本会の審判員として大会運営に特に功労のあった者
- 4) その他、本会の諸事業の推進に功労のあった者
- 5) 功労賞の受賞は、1人1回限りとする。

《勲功賞》

1 表彰の対象

- 1) 国際大会（2の1）で規定）に日本代表として出場した選手及びその指導者
- 2) 国際大会（2の2）で規定）で3位以内に入賞した選手
- 3) 全国大会での優勝選手・日本記録を樹立した選手及びその指導者
- 4) 上記に該当する選手のうち、小学生は除く。
- 5) 最優秀選手賞と重ならない。

2 対象となる国際大会

- 1) 1項1)に該当する国際大会
・日本を代表して出場する当該国際団体（I O C ・ I F）の最高権威の大会とする。
オリンピック競技会・世界選手権等
- 2) 1項2)に該当する国際大会
・アジア大会・ユニバーシアード大会・世界ジュニア選手権・ワールドカップ等

3 対象となる全国大会

・文部科学省・日本体育協会・中央競技団体等が主催し、当該競技の国内最高権威の大会とする。

国民体育大会・日本選手権・全国高校総体・全国中学校選手権・日本学生対抗選手権・全日本実業団選手権・日本ジュニア選手権等

《最優秀選手賞》

1 表彰の対象

1) 最優秀選手賞は、「勲功章受賞者」の中から競技技術、記録、並びに日常の競技生活が優秀な者に授与する。

《会長賞》

1 表彰の対象

- 1) 群馬陸協表彰規定第2条の1、2、4の何れの表彰をも受けなかった者に授与する。
- 2) 永年にわたり、本県代表選手として活躍し、立派な成績を収めたもの。
- 3) 永年にわたり、陸上競技の指導者並びに審判員として、本県陸上競技の振興に寄与したものの。

2 その他

- 1) 当該年度の推薦数は別表のとおりとする。

《優秀指導者賞》

1 表彰の対象

1) 本県を代表する大会に参加し入賞、もしくはそれに相当する順位を得た選手のジュニア期の指導者の全てに授与する。

- 2) 同一選手についての受賞は一度とする。

2 対象となる大会

- 1) 国民体育大会、都道府県男女駅伝、東日本女子駅伝等

《審判員功労賞》

1 表彰の対象

- 1) 当該年度において、群馬陸上競技協会主催大会の全てに審判員として参加した者。
- 2) その他、特に審判員として大会運営に特に功績があったと認められる者。

2 対象となる大会

- 1) 本会主催大会とする。
春季記録会、群馬リレーカーニバル、県記録会、県選手権、国体予選会、
榛名湖駅伝、ぐんま県民マラソン、ニューイヤー駅伝

《記録章及び記念賞》

1 表彰の対象

- 1) 記録章は、群馬県新記録、及びタイ記録を作ったものに授与する。
- 2) 記念賞は、日本新記録及びタイ記録、世界新記録及びタイ記録を作ったものに授与する。

2 その他

- 1) 記録章、記念賞は、その記録が重複しても各々授与する。